

議案第 51 号

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月 1日 提出

太宰府市長 楠田大蔵

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日
条 例 第 号 〕

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）」を「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例第2条第5号で定める医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）」に改める。

別表第2の2の項及び3の項中「国民健康保険関係情報」を「医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報」に改める。

別表第2の7の項中「生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に改め、同表11の項中「国民健康保険関係情報」を「医療保険給付関係情報」に、「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報」を「子ども医療費関係情報」に、「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報」を「ひとり親家庭等医療費関係情報」に、「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報」を「重度障がい者

医療費関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。